

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文 目次

一	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）	（第一条 関係）	1
二	国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）	（第二条 関係）	9
三	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）	（第三条 関係）	15
四	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）	（第四条 関係）	17
五	独立行政法人農林漁業信用基金法	（第五条 関係）	19
六	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）	（附則第十八条 関係）	21
七	植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）	（附則第十九条 関係）	23
八	水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）	（附則第二十条 関係）	24
九	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）	（附則第二十一条 関係）	26
十	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）	（附則第二十二条 関係）	28
十一	種苗法（平成十年法律第八十三号）	（附則第二十三条 関係）	30
十二	独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）	（附則第二十五条 関係）	32
十三	食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）	（附則第二十六条 関係）	34
十四	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）	（附則第二十七条 関係）	35
十五	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平		

成十八年法律第二十六号		(附則第二十八条関係)	36
十六 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)		(附則第二十九条関係)	39
十七 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)		(附則第三十条関係)	40

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案新旧対照条文
 ○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（<u>第十八条―第二十二</u>条） 第五章 罰則（<u>第二十三条・第二十四</u>条） 附則 （研究機構の目的） 第四条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業及び食品産業に関する技術（蚕糸に関する技術を含む。以下「農業等に関する技術」という。）上の試験及び研究等を行うことにより、農業等に関する技術の向上に寄与するとともに、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とする。 2 （略） 3 研究機構は、前二項に規定するもののほか、<u>種苗法（平成十年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。</u> （資本金）	目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（<u>第十八条―第二十三</u>条） 第五章 罰則（<u>第二十四条・第二十五</u>条） 附則 （研究機構の目的） 第四条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。 2 （略） （新設） （資本金）

第六条 (略)

2・3 (略)

4 政府以外の者は、研究機構に出資しようとする場合は、第十五条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。この場合において、当該政府以外の者は、同条第二号及び第三号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第十条 (略)

2 (略)

3 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十四条第三項に規定する業務及び同条第四項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

4・5 (略)

(副理事長及び理事の任期)

第十一条 副理事長の任期は、理事長の任期(補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日までとする。

2 理事の任期は、二年とする。

(業務の範囲)

第十四条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと(次項に規定する業務に該当するものを除く。)

(削る)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 政府以外の者は、研究機構に出資しようとする場合は、第十五条第二号から第四号までに掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。この場合において、当該政府以外の者は、同条第二号から第四号までに掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第十条 (略)

2 (略)

(新設)

3・4 (略)

(副理事長及び理事の任期)

第十一条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(新設)

(業務の範囲)

第十四条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技

二・三 (略)	四 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。
五 (略)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (略)	(削る)
3 研究機構は、第四条第三項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。	2 (新設)
一 種苗法第十五条第二項及び第四十七条第二項の規定による栽培試験を行うこと。	十 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。
二 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うこと。	十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
三 ばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配	九 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
	術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと（次項に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。
	三・四 (略)
	(新設)
	五 (略)
	六 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等（政府及び独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること（前号に掲げる業務に該当するものを除く。）。
	七 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。
	八 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。
	九 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
	十 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。
	十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

布を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 種苗法第六十三条第一項の規定による集取

二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

5 研究機構は、前各項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

（区分経理）

第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項から第五項までに規定する業務

二 前条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（削る）

三（略）

（積立金の処分）

第十六条 研究機構は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画

（新設）

（区分経理）

第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 前条第一項第五号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務

三 前条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれに附帯する業務

四（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十六条 研究機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中

(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

(削る)

(削る)

3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(余裕金の運用の特例)

第十七条 研究機構は、第十五条第三号に掲げる業務に係る業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

(緊急時の要請)

第十八条 農林水産大臣は、次に掲げるときは、研究機構に対し、第十四条第一項第一号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

一・二 (略)

長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 前条第三号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

4 第一項及び第二項の規定は、前条第三号に掲げる業務に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(余裕金の運用の特例)

第十七条 研究機構は、第十五条第三号及び第四号に掲げる業務に係る業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

(緊急時の要請)

第十八条 農林水産大臣は、次に掲げるときは、研究機構に対し、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

一・二 (略)

2 (略)

(出資者原簿)
第十九条 (略)

2 出資者原簿には、第十五条第二号及び第三号に掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

3 (略)

(残余財産の分配)
第二十条 研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十五条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府に対し、同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により第十五条第二号及び第三号に掲げる業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 (略)

(協議)

第二十一条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十六条第一項の規定による承認をしようとするとき。

2 (略)

(出資者原簿)
第十九条 (略)

2 出資者原簿には、第十五条第二号から第四号までに掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

3 (略)

(残余財産の分配)
第二十条 研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十五条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府に対し、同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により第十五条第二号から第四号までに掲げる業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 (略)

(協議)

第二十一条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む)。

2 主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可（第十五条第二号に掲げる業務に係る部分に限る。）をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（主務大臣等）

第二十二条 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 （略）

二 第十五条第二号に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣

三 （略）

四 第十五条第二号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業（酒類製造業を除く。）に係るものに関する事項については、農林水産大臣

五 第十五条第二号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

六 第十五条第二号に掲げる業務であつて、第二条第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣

七 第十五条第三号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

2 （略）

（削る）

」の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可（第十五条第二号又は第三条に掲げる業務に係る部分に限る。）をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（主務大臣等）

第二十二条 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 （略）

二 第十五条第二号又は第三条に掲げる業務に係る資本金の増加、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣

三 （略）

四 第十五条第二号又は第三条に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業（酒類製造業を除く。）に係るものに関する事項については、農林水産大臣

五 第十五条第二号又は第三条に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

六 第十五条第二号又は第三条に掲げる業務であつて、第二条第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣

七 第十五条第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

2 （略）

第二十三条 削除

第五章 罰則

第二十三条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 (略)

第五章 罰則

第二十四条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 (略)

改 正 案	現 行
国立研究開発法人水産研究・教育機構法 目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 役員及び職員（第七条―第十一条） 第三章 業務等（第十二条―第十五条） 第四章 雑則（第十六条・第十七条） 第五章 罰則（第十八条・第十九条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、国立研究開発法人水産研究・教育機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。 （名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人水産研究・教育機構とする。 （機構の目的）	国立研究開発法人水産総合研究センター法 目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 役員及び職員（第六条―第十条） 第三章 業務等（第十一条―第十四条） 第四章 雑則（第十五条・第十六条） 第五章 罰則（第十七条・第十八条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、国立研究開発法人水産総合研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。 （名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人水産総合研究センターとする。 （センターの目的）

第三条 国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）は、水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うほか、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことを目的とする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第三条第一項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化（以下「海洋水産資源の開発及び利用の合理化」という。）のための調査等を行うことを目的とする。

（国立研究開発法人）

第四条 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

（事務所）

第五条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第六条 機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

第三条 国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）は、水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。

2 センターは、前項に規定するもののほか、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第三条第一項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化（以下「海洋水産資源の開発及び利用の合理化」という。）のための調査等を行うことを目的とする。

（国立研究開発法人）

第三条の二 センターは、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

（事務所）

第四条 センターは、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第五条 センターの資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

3 センターは、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事六人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十二条第一項第

一号の業務(同項第五号の業務に係る研究に限る。)及び同項第五号の業務並びにこれらに附帯する業務について、理事長の定めるところにより、機構を代表する。

3・4 (略)

第九条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

(役員)

第六条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事五人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

(新設)

2・3 (略)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 水産に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。

二 四 (略)

五 水産に関する学理及び技術の教授を行うこと。

六 (略)

2 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 四 (略)

3 (略)

4 機構は、第一項及び第二項に規定する業務のほか、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去を行う。

(削る)

(調査結果の公表等)

第十三条 機構は、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査について、農林水産省令で定めるところにより、当該調査の結果を農林水産大臣に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(区分経理)

第十四条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十二条第一項及び第四項に規定する業務

第十一条 センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。

二 四 (略)

(新設)

五 (略)

2 センターは、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 四 (略)

3 (略)

4 センターは、第一項及び第二項に規定する業務のほか、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去を行う。

5 センターは、第一項、第二項及び前項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査を行う者の養成及び確保を行うことができる。

(調査結果の公表等)

第十二条 センターは、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査について、農林水産省令で定めるところにより、当該調査の結果を農林水産大臣に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(区分経理)

第十三条 センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十一条第一項、第四項及び第五項に規定する業務

二 第十二条第二項に規定する業務

(積立金の処分)

第十五条 機構は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十二条第一項、第二項及び第四項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十六条 農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析、鑑定又は技術の開発を実施すべきことを要請することができる。

2 機構は、前項の規定による農林水産大臣の要請があつたときは

二 第十一条第二項に規定する業務

(積立金の処分)

第十四条 センターは、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十一条第一項及び第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十五条 農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、第十一条第一項第一号及び第三号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析、鑑定又は技術の開発を実施すべきことを要請することができる。

2 センターは、前項の規定による農林水産大臣の要請があつたと

、速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析、鑑定又は技術の開発を実施しなければならない。

（主務大臣等）

第十七条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十八条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十五条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

きは、速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析、鑑定又は技術の開発を実施しなければならない。

（主務大臣等）

第十六条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十七条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十四条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第六十四条―第六十八条） 第六章 罰則（第六十九条―第七十二条） 附則 （役員及び職員秘密保持義務） 第七条の二 基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。 （審査会） 第四十九条（略） 254（略） 5 通則法第二十一条第三項ただし書及び第四項の規定並びに第七条の二及び第八条の規定は、委員について準用する。 （削る） 第六十八条（略） 第六章 罰則 第六十九条 第七条の二（第四十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、	目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第六十四条―第六十九条） 第六章 罰則（第七十条―第七十二条） 附則 （新設） （審査会） 第四十九条（略） 254（略） 5 通則法第二十一条第三項ただし書及び第四項の規定並びに第八条の規定は、委員について準用する。 第六十八条 削除 第六十九条（略） 第六章 罰則 （新設）

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改 正 案	現 行
目次 第一章～第三章 （略） 第四章 雑則（<u>第二十条―第二十五条</u>） 第五章 罰則（<u>第二十六条―第二十八条</u>） 附則 （役員及び職員秘密保持義務） 第十条の二 <u>信用基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u> （業務の委託） 第十四条 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務（保険契約の締結を除く。）並びにこれらに附帯する業務の一部を前条第四項第一号、第六号又は第七号に掲げる者に委託することができる。 2・3 （略） （権限の委任） 第二十条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。 一 信用基金に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限 二 受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限	目次 第一章～第三章 （略） 第四章 雑則（<u>第二十条―第二十六条</u>） 第五章 罰則（<u>第二十七条・第二十八条</u>） 附則 （新設） （業務の委託） 第十四条 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務（保険契約の締結を除く。）並びにこれらに附帯する業務の一部を前条第四項第一号、<u>第二号</u>又は第七号に掲げる者に委託することができる。 2・3 （略） （新設）

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六 十四條第一項又は前條第一項の規定により立入検査をしたときは 、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項 の規定による権限を金融庁長官に委任する。 4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により 委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任 することができる。 第五章 罰則 第二十六條 第十條の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用 した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 (削る)	(新設) 第二十六條 削除 第五章 罰則
---	---

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 役員及び職員（第八条―第十一条） 第二章の二 運営委員会（第十一条の二―第十一条の四） 第三章～第五章（略） 附則 第二章の二 運営委員会 （運営委員会の設置及び権限） 第十一条の二 信用基金に、第十五条各号に規定する農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務並びに第十二条第二項に規定する農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務ごとに、運営委員会を置く。 2 前項に規定する業務の運営に関する事項で次に掲げるものについて、運営委員会の議を経なければならない。 一 業務方法書の変更 二 通則法第三十条第一項に規定する中期計画の作成又は変更 三 通則法第三十一条第一項に規定する年度計画の作成又は変更 3 運営委員会は、前項に規定するもののほか、第一項に規定する業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員会の組織）	目次 第一章（略） 第二章 役員及び職員（第八条―第十一条） 第三章～第五章（略） 附則 （新設） （新設） （新設）

第十一条の三 運営委員会は、運営委員十一人以内をもつて組織する。	(新設)
(運営委員) 第十一条の四 運営委員は、次に掲げる者（法人にあつては、その役員又は職員）のうちから、主務大臣が任命する。 一 政府以外の出資者（第十五条第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあつては、当該出資者が直接又は間接の構成員となつてゐる法人を含む。） 二 当該運営委員会に係る第十一条の二第一項に規定する業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者 2 運営委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 第十条の二及び第十一条並びに通則法第二十一条第四項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、同項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「主務大臣は、」と読み替えるものとする。 第二十六条 第十条の二（第十一条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	(新設) 第二十六条 第十条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(傍線部分は改正部分)

- 21 -

(略)	国立研究開発法人水産研究・教育機構	(略)
(略)	国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）	(略)

(略)	国立研究開発法人水産総合研究センター	(略)
(略)	国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）	(略)

○ 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（適用除外） 第十六条 次に掲げる指定種苗については、第十二条から前条までの規定は適用しない。 一 （略） 二 都道府県又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が生産し、かつ、農林水産大臣の定める基準に従つて自ら検査する指定種苗 三 （略）	（適用除外） 第十六条 次に掲げる指定種苗については、第十二条から前条までの規定は適用しない。 一 （略） 二 都道府県又は独立行政法人種苗管理センターが生産し、かつ、農林水産大臣の定める基準に従つて自ら検査する指定種苗 三 （略）

改 正 案	現 行
（機構が実施すべき人工ふ化放流） 第二十条 農林水産大臣は、毎年度、<u>溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）</u>が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。 2・3 （略） 4 農林水産大臣は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、<u>機構</u>に通知しなければならない。 5 <u>機構</u>は、前項の規定による通知を受けたときは、当該計画に従つて人工ふ化放流を実施しなければならない。 （受益者の費用負担） 第二十一条 <u>機構</u>は、<u>溯河魚類のうちさけ又はます</u>を目的とする漁業を営む者が、前条第一項の人工ふ化放流により著しく利益を受けるときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、その者にその実施に要する費用の一部を負担させることができる。 第四章 補助 第三十一条 国は、この法律の目的を達成するために、予算の範囲内において、次に掲げる費用の一部を補助することができる。 一・二 （略） 三 <u>機構</u>以外の者が<u>溯河魚類のうちさけ又はますの人工ふ化放流</u>	（センターが実施すべき人工ふ化放流） 第二十条 農林水産大臣は、毎年度、<u>溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）</u>が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。 2・3 （略） 4 農林水産大臣は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、<u>センター</u>に通知しなければならない。 5 <u>センター</u>は、前項の規定による通知を受けたときは、当該計画に従つて人工ふ化放流を実施しなければならない。 （受益者の費用負担） 第二十一条 <u>センター</u>は、<u>溯河魚類のうちさけ又はます</u>を目的とする漁業を営む者が、前条第一項の人工ふ化放流により著しく利益を受けるときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、その者にその実施に要する費用の一部を負担させることができる。 第四章 補助 （補助） 第三十一条 国は、この法律の目的を達成するために、予算の範囲内において、次に掲げる費用の一部を補助することができる。 一・二 （略） 三 <u>センター</u>以外の者が<u>溯河魚類のうちさけ又はますの人工ふ化</u>

事業を行うのに要する費用

放流事業を行うのに要する費用

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第二百二十四条の三関係）		別表第二（第二百二十四条の三関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	国立研究開発法人農業生物資源研究所	国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）
（削る）	（削る）	国立研究開発法人農業環境技術研究所	国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）

(略)	国立研究開発法人水産研究・教育機構	(略)
(略)	国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）	(略)

(略)	国立研究開発法人水産総合研究センター	(略)
(略)	国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）	(略)

改 正 案			現 行		
別表第三 非課税文書の表（第五条關係）			別表第三 非課税文書の表（第五条關係）		
文書名	作成者		文書名	作成者	
（略）	（略）		（略）	（略）	
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第三項から第五項まで（業務の範囲）の業務に関する文書	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号（業務の範囲）の業務に関する文書	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	
（略）	（略）		（略）	（略）	
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第一百一条第一項（事務の委託）に規定する事務の委託に関する文書又は同法第九十六條の三第一号（業務）に定める資金の貸付け若しくは同条第二号（業務）に定める債務の保証に係る消費貸借に関する契約書（漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が保存するものを除く。）	漁業共済組合若しくはその組合員又は漁業共済組合連合会		漁業災害補償法第一百一条第一項（事務の委託）に規定する事務の委託に関する文書又は同法第九十六條の三第一号（業務）に定める資金の貸付け若しくは同条第二号（業務）に定める債務の保証に係る消費貸借に関する契約書（漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が保存するものを除く。）	漁業共済組合若しくはその組合員又は漁業共済組合連合会	

(略)

(略)

(略)

(略)

改 正 案	現 行
（出願品種の審査） 第十五条 （略） 2 農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当たっては、その職員に現地調査を行わせ、又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に栽培試験を行わせるものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。 3・4 （略） 5 研究機構は、農林水産大臣の同意を得て、第二項の規定による栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。 6 農林水産大臣は、第二項の栽培試験の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。 （登録品種の調査） 第四十七条 （略） 2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、その職員に現地調査を行わせ、又は研究機構に栽培試験を行わせるものとする。 3 （略） （研究機構等による指定種苗の集取） 第六十三条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、農林水	（出願品種の審査） 第十五条 （略） 2 農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当たっては、その職員に現地調査を行わせ、又は独立行政法人種苗管理センター（以下「種苗管理センター」という。）に栽培試験を行わせるものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。 3・4 （略） 5 種苗管理センターは、農林水産大臣の同意を得て、第二項の規定による栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。 6 農林水産大臣は、第二項の栽培試験の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、種苗管理センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。 （登録品種の調査） 第四十七条 （略） 2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、その職員に現地調査を行わせ、又は種苗管理センターに栽培試験を行わせるものとする。 3 （略） （種苗管理センター又は家畜改良センターによる指定種苗の集取） 第六十三条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、農林水

産省令で定める区分により、研究機構又は独立行政法人家畜改良センター（以下「研究機構等」という。）に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により研究機構等に集取を行わせる場合には、研究機構等に対し、当該集取の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 研究機構等は、前項の指示に従つて第一項の集取を行ったときは、農林水産省令の定めるところにより、同項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 第一項の場合において種苗業者の要求があつたときは、同項の規定により集取をする研究機構等の職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。

（研究機構等に対する命令）

第六十四条 農林水産大臣は、前条第一項の集取の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機構等に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

（命令違反に対する過料）

第七十四条 第十五条第六項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした研究機構等の役員は、二十万円以下の過料に処する。

産省令で定める区分により、種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センター（以下「家畜改良センター」という。）に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により種苗管理センター又は家畜改良センターに集取を行わせる場合には、種苗管理センター又は家畜改良センターに対し、当該集取の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 種苗管理センター又は家畜改良センターは、前項の指示に従つて第一項の集取を行ったときは、農林水産省令の定めるところにより、同項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 第一項の場合において種苗業者の要求があつたときは、同項の規定により集取をする種苗管理センター又は家畜改良センターの職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。

（種苗管理センター又は家畜改良センターに対する命令）

第六十四条 農林水産大臣は、前条第一項の集取の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、種苗管理センター又は家畜改良センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

（命令違反に対する過料）

第七十四条 第十五条第六項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした種苗管理センター又は家畜改良センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

改 正 案	現 行
附 則 （開発センターの役職員であつた被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例） 第七条 施行日の前日において厚生年金基金（開発センターの事業所又は事務所を公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者（開発センターの役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（センターの役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間（開発センターの役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（国立研究開発法人水産総合研究センター又は国立研究開発法人水産研究・教育機構の役員又は職員である期間に限る。）に係るもの）に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一	附 則 （開発センターの役職員であつた被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例） 第七条 施行日の前日において厚生年金基金（開発センターの事業所又は事務所を公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者（開発センターの役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（センターの役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間（開発センターの役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（国立研究開発法人水産総合研究センターの役員又は職員である期間に限る。）に係るもの）に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生

項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であつた期間（センター又は国立研究開発法人水産総合研究センターの役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。）がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間が四十四年以上である者とみなす。

年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であつた期間（センター又は国立研究開発法人水産総合研究センターの役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。）がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間が四十四年以上である者とみなす。

○ 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（緊急時の要請等） 第二十七条 （略） 2 （略） 3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十九条第一項の規定による求め、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十八条第一項若しくは国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）<u>第十六条第一項の規定による要請又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）</u>第十二条の規定による命令をすることができる。	（緊急時の要請等） 第二十七条 （略） 2 （略） 3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十九条第一項の規定による求め、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十八条第一項、国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）<u>第十三条第一項若しくは国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第十五条第一項の規定による要請又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）</u>第十二条の規定による命令をすることができる。

○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）（附則第二十七条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（センター等による立入検査等） 第三十二条 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「センター等」という。）に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。 一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構 農林水産大臣 二・三 （略） 2 5 （略）	（センター等による立入検査等） 第三十二条 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人水産総合研究センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「センター等」という。）に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。 一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター 農林水産大臣 二・三 （略） 2 5 （略）

改正案	現行
附則 第四条（略） 2（略） 3 施行日の前日の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日前の研究機構等」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き施行日後の研究機構等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究機構等（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第 号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）第二条の規定による改正前の国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産研究・教育機構、平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生物資源研究所、同項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター並びに	附則 第四条（略） 2（略） 3 施行日の前日の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日前の研究機構等」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き施行日後の研究機構等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究機構等の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究機構等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

国立研究開発法人森林総合研究所を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究機構等を退職したことににより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4
(略)

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター及び独立行政法人水産大学校を退職した者にあつては国立研究開発法人水産研究・教育機構の、独立行政法人家畜改良センターを退職した者にあつては独立行政法人家畜改良センターの、独立行政法人国際農林水産業研究センターを退職した者にあつては国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人林木育種センターを退職した者にあつては国立研究開発法人森林総

4
(略)

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターを退職した者にあつては国立研究開発法人水産総合研究センターの、独立行政法人種苗管理センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人家畜改良センターを退職した者にあつては独立行政法人家畜改良センターの、独立行政法人水産大学校を退職した者にあつては独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人農業生物資源研究所の、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人農業環境技術研

合研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各
庁の長等とみなす。

研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センターを退職した者
にあつては国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの、独
立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人林木育種センターを
退職した者にあつては国立研究開発法人森林総合研究所の理事長
は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす
。

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）
（附則第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第二条関係） 一〇二十三（略） 二十四及び二十五 削除 二十六・二十七（略） 二十八 国立研究開発法人水産研究・教育機構 二十九〇三十八（略）	別表第一（第二条関係） 一〇二十三（略） 二十四 国立研究開発法人農業生物資源研究所 二十五 国立研究開発法人農業環境技術研究所 二十六・二十七（略） 二十八 国立研究開発法人水産総合研究センター 二十九〇三十八（略）

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十三条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 （略） 五 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに関すること。 六・七 （略）	第十三条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 （略） 五 次に掲げる国立研究開発法人に関すること。 イ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 ロ 国立研究開発法人農業生物資源研究所 ハ 国立研究開発法人農業環境技術研究所 ニ 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 六・七 （略）